

義務教育学校 建設用地提案までの進め方

令和7年11月18日

始めに

前建設委員会の建設候補地（案）決定につきましては、議員懇談会での御指摘や要望書による御指摘、地区説明会での御指摘等多くのお叱りや示唆の言葉をいただきました。

建設候補地そのものの良否の御意見は多様なものがございますが、どのような学校づくりを目指し、どのような基準で候補地を決定していくのか、その根拠と説明が不足していた点の御指摘が多数ございました。

また、建設候補地決定までの進め方(プロセス)及びその進捗状況の公開(周知：必要な説明会)にも不足ありとの御指摘も多数いただきました。

本統合小中学校推進協議会では、上記の課題・反省点を踏まえ、下記の進め方を基本として、住民の方々の理解を得ながら、よりよい候補地が提案できるように進めていきたいと考えています。

1 推進協議会の候補地提案のスタート地点について

建設候補地は、「設備整備の方針」と「候補地選定基準」を候補地提案の判断の拠り所とし、義務教育学校建設によりふさわしい候補地について協議を重ね、提案していきます。

そのため、まず始めに「設備整備の方針」と「候補地選定基準」をしっかりと確認し、共通理解を図ります。

2 建設候補地を徐々に絞っていき、推進協議会として建設候補地を提案できるよう にしていきます。

- (1) 各委員が考えた建設候補地を出し合い、「施設設備方針」と「候補地選定基準」に照らしながら、グループ・全体協議を重ね、共通の視点や根拠を持って建設候補地を絞っていきます。
- (2) 建設候補地絞り込みの適切な段階で、建設候補地の現地調査を実施し、より確かな判断と絞り込みを実施していきます。

3 住民の方々への周知及び理解

- (1) 今までどおり、議会全員協議会へ報告、しょうわ広報へ毎月掲載、村ホームページへ随時掲載します。
- (2) 建設候補地絞り込みの適切な段階で住民説明会を開催し、住民の皆様の御意見を伺い参考にしていくことで、よりよい提案ができるようにしていきます。
- (3) 各委員が、関係する団体等を中心に、適宜機会を捉えて協議内容や状況をお知らせします。

4 その他

- (1) アンケート調査の実施については、協議会で必要性等については十分話し合って判断していきます。